

個人賠償責任保険のご案内

このたびは、東京公社住宅サービスの機関保証（らくらくスタート安心プラン）をご契約いただきありがとうございます。らくらくスタート安心プランを契約いただいたお客さまには、個人賠償責任保険（示談交渉サービス（国内のみ））がセットされています。補償内容につきましては、下記をご確認ください。

個人賠償責任保険の概要

保険種類：賠償責任保険普通保険約款に個人特約等をセット
保険期間：東京公社住宅サービスの機関保証（らくらくスタート安心プラン）をご契約いただいた日から保証契約終了日まで
保険金額：**賠償責任保険金 1,000万円（自己負担額：3万円）**
示談交渉サービスについて：日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

個人賠償責任保険の補償内容

この保険は、被保険者が、偶然な事故により、階下の住宅へ漏水させて他人の財物を壊したり、自転車運転中に他人に接触する等してケガを負わせた場合等によって、法律上の損害賠償責任を負担することで被る損害に対して保険金をお支払いするものです。
（注1）法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。
（注2）お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。
（注3）保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金	日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者^(※1)の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で受託した財物（受託品）^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 【損害賠償金】 相手の方に支払うべき損害賠償金（ただし、1回の事故につき、賠償責任保険金1,000万円を限度とします。） 【訴訟費用】 訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用（弁護士報酬を含みます。） （ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。） 【その他の費用】 応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用 など （※1）この特約における被保険者は、東京公社住宅サービスの機関保証契約（らくらくスタート安心プラン）にご加入いただいた方で、次のア. からカ. までのいずれかに該当する方となります。 ア. 被保険者（保証委託申込書記載の本人をいいます。） イ. 被保険者の配偶者 ウ. 被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ. 被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方（被保険者の親族にかぎりずす。）。ただし、被保険者に関する事故にかぎりずす。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりずす。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりずす。 なお、被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外來の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など （※1）次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金	(前ページから続きます。) ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (注)修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	(前ページから続きます。) など

個人情報の取扱いについて

●一般財団法人東京公社住宅サービスの個人情報の取扱いに関する事項

一般財団法人東京公社住宅サービス(以降、当法人)は、取得した個人情報を、当法人事業の遂行に必要な範囲内で、適法、公正に利用します。また、それら以外の他の目的に利用することはありません。当法人における具体的な個人情報の利用目的は次のとおりです。

- 1.当法人が取り扱う損害保険およびこれらに付帯・関連するサービスの提供
- 2.当法人が行う、保証人業務・労働者派遣業務の執行およびこれらに付帯・関連するサービスの提供
- 3.当法人が行う、一級建築士事務所業務の執行およびこれらに付帯・関連するサービスの提供
- 4.その他当法人が他の事業者から受託する業務の執行およびこれらに付帯・関連するサービスの提供

上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等により通知し、公表します。

●損害保険ジャパンの個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

事故にあわれた場合

- 事故が発生した場合は、ただちに、一般財団法人東京公社住宅サービスまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

一般財団法人 東京公社住宅サービス ◆おかけ間違いにご注意ください。

[受付時間] 平日：午前9時～午後5時
TEL：03-3797-3786

このご案内は、個人賠償責任保険の概要を説明したものです。補償内容等は今後変更となることがございます。最新の補償内容につきましては、一般財団法人東京公社住宅サービスのHPをご確認ください。

URL：<https://www.tkis.or.jp>



<お問い合わせ先>

【取扱代理店】

一般財団法人 東京公社住宅サービス

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山B1F

TEL：03-3797-3786 FAX：03-3797-5249

<受付時間>

平日：午前9時～午後5時

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社(幹事)

東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社